

第九十二回帝國議會
衆議院

地方自治法案委員會會議錄(速記)第三回

付託議案

地方自治法案(政府提出)(第二四號)

昭和二十二年三月二十日(木曜日)午後
一時三十分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 青木 泰助君 理事 永江 一夫君

細田忠治郎君 三浦寅之助君

村上 勇君 稻本 早苗君

宮澤 才吉君 大矢 省三君

細田 綱吉君 久保 猛夫君

仲子 隆君

出席政府委員

内務事務官 林 敬三君

内務事務官 鈴木 俊一君

本日の會議に付した議案
地方自治法案(政府提出)

○中島委員長 これより委員會を開きます。この法案に對して各黨から修正の意思がありますが、まだ成案を得ておらないこととあります。午後三時まで休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後三時五十一分開議

○中島委員長 これより會議を開きます。質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。各黨共同の提案になつております修正案をこゝに委員長より提議いたしまして皆さんの御意思の表示をお願いいたします。修正案の数は約三十七項目にわたつております。第一は自治法案の十九條であります。被選挙の年齢は、選挙の日で計

算するということとあります。選挙の日までに定年に達すればよいというふうにこれまで習慣ではなつておるのではありませんが、こゝに法制としてかつきり表わす必要があるということとあります。

その次は三十條であります。立會人は共同立會人を認めるといふこととあります。政黨を同じくするものが一人の立會人を選定し得るといふ關係になるわけでありまして、そうしますと抽籤を用いないで立會人の選定ができる、ということになるわけでありまして、からなるべく各政黨で一人ずつ立會人を出すという方法をとることがよいのではないかと思ひまして、さうに修正いたしたいと思ふのであります。

次は三十二條であります。投票は自書しなければできないということになつております。盲人がわずかに點字を許されておるだけありますが、現在の日本の國情から申しても、兩手のない人もあります。かような人に法制上何とか投票権を與えるようにしたいという條項をさし入れたのであります。たとえて申せば手のない人は他人にその名前を言つて書かせることができるようにし、選挙権を放棄しないようにさせるということとあります。その次は六十條であります。過日も委員より御質疑がありました。當選承諾書のこととあります。これは當選承諾書の必要のないようにしたいと思ひます。

に條例の制定という文字があります。が、條例の制定の請求ができるが、廢止の請求ができないことになりまして、で、これを改廢という字句に改めまして、改正もできれば廢止もできるという請求権にいたしたいということとあります。

その次は九十一條及び九十四條に關係することとあります。これは任期中に議員の数を減少させることができる法制になつておるのでありますが、絶対に當選しました議員は法制の上で減少できないという規定にしたいのであります。その次の選挙においては當然減少した数において選挙するのでありますが、とにかく當選した議員を中途で減少する法制は止めようというのであります。

次は九十五條であります。これは特別の事情のある町村では、選挙権を有する者の總會を設けることができるという規定になつておるのであります。が、それを町村にどんな事情があつても總會をやるのができないという規定にしまして、總會を開く場合には特例を設けることにしたい。町村制としては總會のごときものを規定しておきませんで、もし必要のある場合には總會でやられるという規定を特別につくつておこう。日本國中のわずかに、二の町村のこととありますから、かようなものに對してこれを表面に法制上おく必要はないということとあります。

定が法制できまつておるのであります。が、大臣に訴願の規定を止めまして、直ちに高等裁判所に出訴することにしたと思ふのであります。訴願の規定の全部を廢するわけとあります。

その次は百二十條であります。普通地方公共團體の議會の議員は、選挙人の指示または委嘱を受けてはならないというのを議會の議員は選挙人とかつきりしませんで、個人的に指示または委嘱を受けてはならないと改正しようというわけとあります。

その次は百二十二條であります。これまで議會の開會中は大體知事もしくはこれに補助機關が全部出席しておつたのでありますが、これを止めまして、議會の請求がなければ出席しなくてもよろしいことにして、大體調書によりましてその意思を伝える方法をとるといふこととあります。一面から申せば非常に事務的になりまして、當局は事務の執行をしておりまして、議會は開けておるわけとあります。必要があれば議會に請求があつて初めて出席するということにこの百二十二條を改正いたしたいというわけとあります。

て、そうして主務大臣の指揮監督を規定する、指揮監督権をかつきりしたいと思ふのであります。

次は百五十一條であります。これは市町村長の處分が公益を害する場合に、知事がこれを取消すという規定が百五十一條であります。これを廢止することとあります。知事は町村長のした處分に對しては取消すことができないということにいたすわけとあります。

次は百五十七條であります。これは大體地方公共團體の長がその區域内の團體の活動の調整をはかるという規定であります。これを區域内の團體等の活動の綜合調整をはかるためとしよういたしますと、團體という意味が當然といはれませんので、こゝに公共的の團體と入れるということにしたい。團體と漠としておつたのでは範圍がわからないうので、公共的の團體といたしますれば、たとえて言いますれば、かりに團體と申しますと會社のようなものでも團體のうちでありますので、こゝに公共的の團體という字句に直しておきたいと思ふのであります。

ように名を改めたいというわけであり
ます。

その次は百六十條であります。こ
で百六十條によりまして、非常災害の
場合には土石、竹木の使用あるいは取
用をされるわけでありまして、「その
損失を補償しなければならぬ」とい
うことを「賠償により全額」というこ
とにしたいと思ふのであります。

つまり賠償でその全額を賠償しなけれ
ばいけないという規定に改めたい。
それと伴つて所轄行政廳の住民に
對する強制従事命令の權限がこゝにあ
りますが、これは認めないことにしよ
う。強制従事命令といふものは市町村
長と警察官にありますが、市町村
所轄廳の字句だけを抜きまして、市町
村長と警察官がその權限をもつとい
うだけにしておきたい。所轄廳がもし
權限があるということになりますと、
市町村内にある各種の出張所のような
ものもあるいはその權限ができるとい
うことになつて非常に複雑になると思
うので、そういうことに修正したいと
いうのであります。

その次は百七十九條であります。議
會不成立の場合の先決處分であります
が、これは内務大臣の指揮を請ふとい
うことになつておるのであります。こ
れを市町村だけに限つて、市町村だけ
が内務大臣の指揮を受けるということ
にするわけでありまして、府縣知事は内
務大臣の指揮を請わないことにするわ
けであります。これは自己で決定する
わけでありまして。

その次は百八十一條であります。選
舉管理委員は府縣は二人、市町村は一
人を超えて同じ政黨から選出してはい
ないという規定をつくるわけであり
ます。選舉管理委員が一つの政黨から
出ると、かえつて誤解を招かれる
ようになるので、そこで府縣は六人で
ありまして、そのうち二人以上同じ政
黨から出てはいけません。市町村は一人
以上同じ政黨からは出てはいけないと
いう規定を設けたい。

次は二百十八條であります。夫役、
現品の制度を大體廢止しまして、非常
災害に限つて夫役、現品の制度を廢し
ておこうというわけでありまして。

次は二百四十六條、地方團體に對す
る内務大臣の一般監督權の規定を削除
する。監督權は他の方において當然殘
るでしよう、この規定には削除しよう。
要するに市町村に關する事項は道府
縣知事が監督するということに規定を
きめておく。

その次は二百四十七條であります。
地方公共團體に對しこれを通知した
はその採用を勧告することができると
いう規定があるのですが、この採用の
勧告する制度を全部廢止するといふこ
とであります。

次は二百四十八條、これは調整豫算
及び代執行の制度であります。これ
を削除することでありまして。

次は二百四十九條、これは臨時代理
者または臨時選舉管理委員選任の制を
改めるのであります。これは所轄行政
廳が當該普通地方公共團體の議會の同
意を得てこれを定めるといふのであり
ますが、これを他の方法によつて處置
をするといふことに改めることであり
ます。

次は二百五十一條であります。こ
れは條例の許可制度であります。こ
れを議會の定員であるとか、あるいは

部局の改廢とか、あるいは夫役現品の
徵收であるとかいうような、そういう
ものの條例にかぎつて許可制度を存置
しまして、その他のものは許可制度を
廢止しようということでありまして。

その次は二百五十二條であります。
これは更正許可、不要許可であります
が、これは全部廢止したいといふもの
であります。

その次は二百五十三條、これは道府
縣にまたがるものは内務大臣は關係都
道府縣知事の申請によりその事件を管
理すべき都道府縣知事を指定しなけれ
ばならないという規定であります。こ
の規定を道府縣にまたがるものは兩
知事の協議により行わしめる、こうい
うことに兩知事の協議でこれはやるの
であるといふことにしまして、大臣の
權限を削除するのであります。

次は二百五十四條であります。こ
れは人口は政令の定めるところによる
と規定してありますのを、これを官報
公示の人口によるということに改めた
いといふのであります。

その次は二百五十五條であります。
夫役現品賦課の直接税の種類は法律で
規定するとしてあるのであります。こ
れを基礎として賦課するのである、こ
ういふふうに改めたいと思ふ。

その次は二百五十八條であります。
島に對する行政の特例に關し必要なる
事項は政令でこれを定めることができ
るとありますのを、こゝに特例を廢
止することでありまして。島もやはり市
町村と同じように扱つて行こうといふ
ことであります。これは實際において
は廢止して困るところがあるのですか
ら、その部分は別の簡單な規定をつ

りましてこれを處理するといふことに
いたしたいと思ふのであります。

次は二百六十六條、特別市と市町村
との境界裁定は、これは内務大臣がこ
れを行ふという規定になつておるの
を、これを裁判所に行わしめる、市町
村との境界の論争のあつた場合の裁定
は裁判所がこれを行ふということに改
正する。

次は二百八十八條、二百八十九條で
あります。組合の解散及びその財産の
處分等は内務大臣の權限になつておる
のであります。これを内務大臣の承
認を受ける程度でよろしいといふこと
に變更したいと思ふのであります。

その次は附則の第十條に世話部とい
うものが別にあります。特別市の市
長、都道府縣知事は世話部を置くべき
ものとすといふこれを府縣の部局の部
の民政部に併せてしまふ、特にこゝに
規定を設けたい。世話部は府縣の民
政部にこれを入れてしまふ、こゝに
規定にしたい。

なお百八十條に普通地方公共團體の
議會の權限に關する事項の一部はその
議決による委任によりとあるのを、
その議決によりと、委任という字
句を抜くわけでありまして。

以上は大體において各派共同の提案
であります。このほかに市町村の配
置分合、境界變更に關する内務大臣の
權限を削除して、そうして内務大臣の
權限を裁判所に行わしめるという一つ
の案があります。

もう一つは主務大臣は公聽會を開い
て知事を解職できるという制度があり
ます。これを廢止するかいなやといふ
重要な問題があります。

あります。
この三つの問題は各派提案のうちな
お研究を要するものなりとして殘され
ておるものであります。意見は附され
ておりますが、これが殘されておる問
題であります。そういうわけでありま
すから、なお未決定の分がありますの
で、この分を併せて採決したいと思
ひますので、本日はこの程度で散會
しまして、明後二十二日の午前十時よ
り本修正案に對する採擇並びに本案に
對する決定をいたしたいと思ひます。
それで御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なければ本日は
これで散會いたします。
午後四時二十二分散會

○中島委員長 御異議なければ本日は
これで散會いたします。
午後四時二十二分散會